

集合契約における実施機関の 機関番号等の変更及び追加について

令和5年4月1日

【東京都保険者協議会】

○ 健診・保健指導機関番号等の変更

契約期間中（契約締結後）に健診・保健指導機関番号や実施機関名、所在地に変更が生じた場合には手続きが必要となります。

<詳細は2ページ参照>

○ 実施機関の追加

実施機関を既存の契約書の実施機関一覧に追加する場合には手続きが必要となります。

<詳細は3ページ参照>

健診・保健指導機関番号等の変更の手続き

前提条件

- ・既に当該実施機関(旧実施機関番号等)が契約書の実施機関一覧表に記載されている。
- ・新しい保険医療機関番号(保険医療機関指定通知書)が交付されている。

地区医師会

1 「特定健診・特定保健指導機関変更届」(※1)を当該月の20日までに支払基金へ提出する。

2 各実施機関から受領した「実施機関番号等変更届」(※2)を、当該月分をまとめて月末までに代表保険者へ提出する。



代表保険者 (保険者協議会)

受領した「実施機関番号等変更届」の情報を保険者団体の中央組織(委任状取りまとめ者)に報告する。(東京都保険者協議会ホームページにも情報が反映されます。)

【新番号での特定健診・特定保健指導の実施時期】 -支払基金・国保連合会共通-
「特定健診・特定保健指導機関変更届」を支払基金へ20日までに提出した場合、翌月から情報が反映されます。

※1 社会保険診療報酬支払基金のホームページからダウンロードできます。

https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_09_h30t.html

<トップページ→様式集→特定健診・特定保健指導機関の方>

※2 東京都保険者協議会のホームページからダウンロードできます。

https://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp/contents/tokyo_checkup_guidance/agreements/list_2023/index.html

<トップページ→特定健診・特定保健指導集合契約(B)→集合契約に関する各種届出様式→令和5年度>

実施機関の追加※の手続き

※実施機関を既存の契約書の実施機関一覧表に追加する場合。

前提条件

・保険医療機関番号(保険医療機関指定通知書)が交付されている。

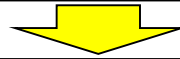
地区医師会

1

「特定健診・特定保健指導機関届」(※3)を当該月の20日までに支払基金へ提出する。

2

各実施機関から受領した「特定健康診査(特定保健指導)委託変更契約書」(※4)に契約印を押印し、代表保険者へ2通送付する。
(締切:6月、9月、12月の下旬)



代表保険者 (保険者協議会)

受領した「特定健康診査(特定保健指導)委託変更契約書」に代表保険者が代表者印を押印し、地区医師会へ1通返送する。
追加した実施機関の情報を保険者団体の中央組織(委任状取りまとめ者)に報告する。(東京都保険者協議会ホームページにも情報が反映されます。)

追加した実施機関は追加契約の締結月の翌月から特定健康診査・特定保健指導を実施することができます。

※3 社会保険診療報酬支払基金のホームページからダウンロードできます。

https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_09_h30t.html

<トップページ→様式集→特定健診・特定保健指導機関の方>

※4 東京都保険者協議会のホームページからダウンロードできます。

https://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp/contents/tokyo_checkup_guidance/agreements/list_2023/index.html

<トップページ→特定健診・特定保健指導集合契約(B)→集合契約に関する各種届出様式→令和5年度>

【追加手続きにおける留意点】

本取扱いは、「実施機関番号等の変更の手続き」と異なり、6月末、9月末、12月末に限り、追加契約の締結をします。

- 6月末日契約の対象範囲
⇒6月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。
- 9月末日契約の対象範囲
⇒9月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。
- 12月末日契約の対象範囲
⇒12月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。